



## よくあるご質問（資格情報のお知らせ）

Q1: マイナポータルで資格情報画面または資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1: マイナポータルで資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口で提示いただきますようお願いいたします。

Q2: 資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2: マイナポータルで資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。  
マイナポータルで資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3: 保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A3: 保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルで資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q4: 資格情報のお知らせを紛失した場合、どうするのですか？

A4: マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合、再交付の手続きは不要です。  
なお、マイナポータルで資格情報画面を確認できない場合は、資格情報のお知らせ交付申請書で再交付の手続きをしてください。

Q5: 氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A5: マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。  
ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。